

一般社団法人日本発達心理学会 出版企画委員会規程

2011年6月30日 制定

改正 2014年3月20日

2016年9月25日

2021年3月21日

2023年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条に基づき、出版企画委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、出版企画委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、出版企画委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、及び若干名の委員（以下、「委員」という）により構成する。

2 委員長は担当理事とし、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、委員会に関する次の事項を審議し、処理する。

(1) 学会企画の出版物の企画立案と発行

(2) その他、必要な事業に関する事

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 電磁的方法で審議を行うことができる。

(議事)

第6条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。